

平成28年
7月1日から
20.73%
増

平成30年
7月1日から
41.23%
増

下水道使用料を改定します

近年、浸水対策や未普及地域の解消のほか、新たに老朽化や耐震化対策など、下水道事業は多くの課題を抱えています。今後も、健全かつ持続的に事業を進めていくため、下水道使用料を改定しますので、ご理解をお願いします。

下水道の役割

- 雨水を集めて川へ流したり、大雨の時に一時的に雨水を貯めることで、浸水による被害を防ぎます。
- 家庭や工場などから出た汚水を下水道管を通して集めて処理場に運び、処理した後に川へ流し、生活環境の改善や水質の保全に努めます。

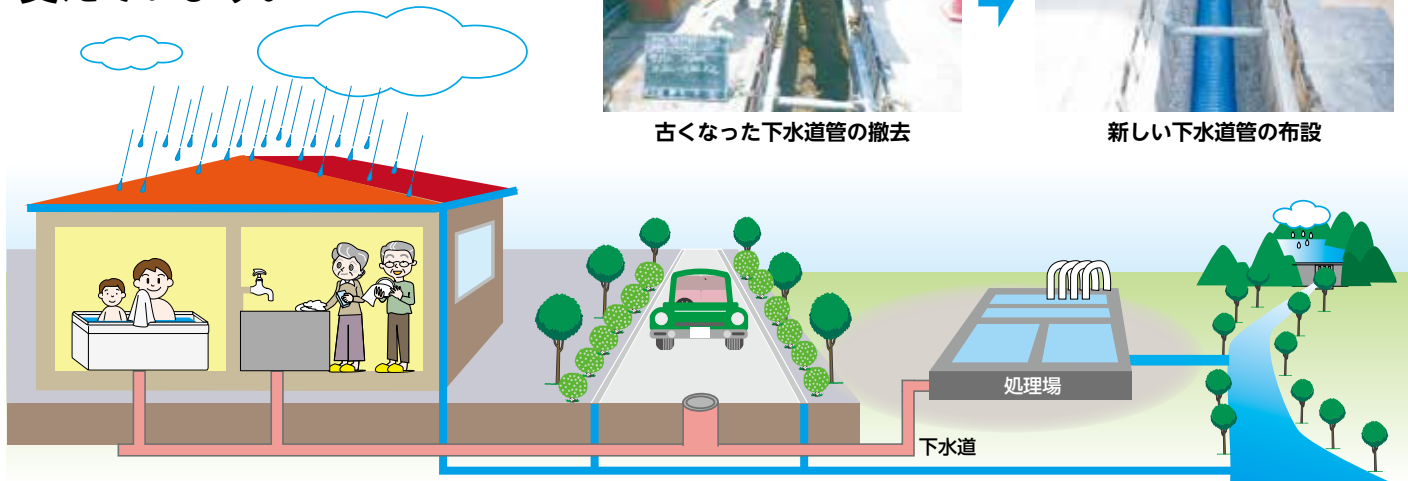
下水道の適切な維持管理がわたしたちの生活を支えています。



古くなった下水道管の撤去



新しい下水道管の布設



改定例 2カ月で40m³使用する場合

改定前	改定後	
	3,356円	3,924円
2,786円	平均改定率【20.73%】 増額分(570円)	平均改定率【41.23%】 増額分(1,138円)
現行分 (2,786円)	現行分 (2,786円)	現行分 (2,786円)
 2年間緩和措置		
H28.7.1	H30.7.1	

※上記の金額は消費税および地方消費税(8%)を含んだ額になります。

問い合わせ…下水道管理課 ☎048-258-4132
FAX048-252-1033

下水道使用料早見表(2カ月分)

排除量	改定前 現行 使用料	改定後			
		平均改定率【20.73%】 平成28年7月1日から2年間		平均改定率【41.23%】 平成30年7月1日から	
		使用料	増額分	使用料	増額分
20m ³	1,382円	1,650円	268円	1,914円	532円
40m ³	2,786円	3,356円	570円	3,924円	1,138円
60m ³	4,470円	5,408円	938円	6,342円	1,872円
80m ³	6,156円	7,460円	1,304円	8,762円	2,606円
100m ³	7,840円	9,512円	1,672円	11,182円	3,342円

※上記の金額は消費税および地方消費税(8%)を含んだ額になります。

※下水道使用料は、通常、水道料金と一緒に2カ月分の支払いになります。

水道使用水量等のお知らせ

水栓番号 000999999-01
(999999)

川口市並木9丁目9-9

サンプル 水道 太郎 様

給水場所：川口市並木9丁目9-9

指針及び水量	今回請求予定金額
今回指針 100 m ³	水道料金 5,550円
前回指針 60 m ³	下水道使用料 2,786円
交換時水量 0 m ³	
今回使用水量 40 m ³	合計金額 8,336円

※水道水を使用した場合は、水道の使用水量を汚水の排除量としています。

